

廃棄物収集、運搬及び処理業務仕様書

1. 契約期間：令和7年1月1日から令和8年3月31日
2. 対象物件：地方独立行政法人玉野医療センターたまの病院から排出される特別管理産業廃棄物（感染性産業廃棄物）
3. 業務内容：
 - ①原則として週1回の収集。（特別な事情により廃棄物が大量発生した場合は、連絡を受けた日から3日以内に収集すること。）
 - ②処分場までの運搬。
 - ③処分場での処理。
 - ④廃棄物を入れる容器の提供。
4. 容器の種類

容器の容量は以下の2種類であり、材質はプラスチックで、形は角形であること。

 - ①20ℓ容器：主に注射針等鋭利な物または血液等の液体の処分に使用する。
 - ②50ℓ容器：主に手術衣等の血液が付着した物などの処分に使用する。

※両容器とも、足踏みスタンド式などで手を汚さず、開閉が何度でも容易であり、搬出時には密閉できること。

※注射針等の鋭利な物または血液等の液体を入れても安全な物。
5. マニフェストは必ず提出すること。
6. 許可証（写し）の提出
 - ①特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証の写しを提出のこと。
 - ②産業廃棄物収集運搬業許可証の写しを提出のこと。
 - ③特別管理産業廃棄物処分業許可証の写しを提出のこと。
 - ④産業廃棄物処分業許可証の写しを提出のこと。
7. 見積金額は、20ℓ及び50ℓの安全な容器の容器代、収集代、運搬代及び処分代の合計とし、別紙見積書に容器の容量、材質及び1個当たりの金額（消費税及び地方消費税を除く。）を記入するものとする。
8. 1年間の排出見込（この数量は1年間の業務量を保証するものではない。）は、下記のとおりである。
 - ①20ℓケース 500個
 - ②50ℓケース 1,200個
9. 決定業者は排出見込数に見積書の価格を乗じた合計が最も安価な業者とする。

以 上